

令和2年4月

特別支援学級児童・生徒  
保護者の皆様

香芝市教育委員会事務局  
教育部 学校教育課長

### 特別支援教育就学奨励事業について

さて、香芝市では、特別支援学級に入級している児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、特別支援教育就学奨励費の給付基準に該当する保護者に対し、就学に必要な学用品購入費、学校給食費等の一部を補助いたします。

つきましては、特別支援教育就学奨励費を希望される場合は、別紙の「収入額・需要額調書」に必要事項を記入の上、調書を封筒に入れ、封筒に学校名、学年、児童生徒氏名を記入し、令和2年6月23日までに、必ず保護者の方が直接学校へ提出いただきますようお願いいたします。

なお、特別支援教育就学奨励費を辞退される場合は、学校へご連絡ください。辞退届の提出は必要ありません。

### 記

#### 1. 調書の記入について

調書の記入にあたっては、「収入額・需要額調書の記入上の注意事項」をよくお読みください。

#### 2. 決定の通知

7月以降に、郵送にてお知らせする予定です。所得基準を超えた場合は、支給対象外となります。

#### 3. 所得について

世帯の収入状況等について、学校教育課で調査することに同意いただきますようお願いいたします。但し、課税証明が必要な場合は別途通知します。

#### \*特別支援教育就学奨励費の支給を認定されて、給付を受けるためには…

新入学用品費（1年生のみ）、学用品・通学用品費（全学年）を受給するためには、物品を購入した領収書またはレシートが必要になります。詳しくは、「令和2年度購入物品領収書等の保管について」をご覧ください。

\*今後、新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業期間が延びる場合は、締切日も延びる可能性がございますが、その際はHPでお知らせいたします。

(URL) <http://www.city.kashiba.lg.jp/kyouiku/000001151.html>

香芝市教育委員会事務局  
教育部 学校教育課  
電話 76-2001(内線418)

令和2年4月

特別支援学級児童・生徒  
保護者の皆様

香芝教育委員会事務局  
教育部 学校教育課長

### 令和2年度購入物品領収書等の保管について

さて、香芝市では、香芝市立小・中学校の特別支援学級等に就学している児童生徒の保護者等（世帯）の収入額が一定額以下である場合、学用品購入費や学校給食費などの一部を支給する特別支援教育就学奨励事業を行っています。

つきましては、特別支援教育就学奨励費を希望される場合は、学校を通じて配布される「特別支援教育就学奨励事業について」をご覧ください。申請手続きを行ってください。

また、特別支援教育就学奨励費の支給を認定された場合は、新入学児童生徒学用品（今年度新1年生のみ）、学用品・通学用品購入時の領収書またはレシートが必要です。領収書またはレシートは、7月以降支給認定を通知した後に提出していただくことになりますので、大切に保管しておいてください。

なお、提出していただく領収書またはレシートは、必ず、購入した品物名・金額・日付・店名が記入してあるものに限ります。

### 記

#### <支給対象物品等>

#### 1. 新入学児童生徒学用品（対象：小学1年生・中学1年生）

ランドセル、通学用靴、標準服（制服）、通学用帽子、体操服、体育館シューズ、上靴等

※基本的に令和2年4月までに購入されたものが対象となります。

#### 2. 学用品・通学用品（対象：全学年）

ノート、筆記用具、副教材、副読本、練習帳、体操服、体育館シューズ、標準服（制服）、通学用帽子、通学用靴、雨靴、雨傘等

令和2年4月

ことばの教室通級児童  
ステップ教室通級児童  
保護者の皆様

香芝市教育委員会事務局  
教育部 学校教育課長

### 特別支援教育就学奨励事業について

さて、香芝市では、「ことばの教室」及び「ステップ教室」に通級している児童の保護者の経済的負担を軽減するために、特別支援教育就学奨励費の給付基準に該当する保護者に対し、児童の「教室」への通学費用を補助いたします。

つきましては、特別支援教育就学奨励費を希望される場合は、別紙の「収入額・需要額調書」に必要事項を記入の上、調書を封筒に入れ、封筒に学校名、学年、児童生徒氏名を記入し、令和2年6月23日までに、必ず保護者の方が直接学校へ提出いただきますようお願いいたします。

なお、特別支援教育就学奨励費を辞退される場合は、学校へご連絡ください。辞退届の提出は必要ありません。

### 記

#### 1. 調書の記入について

調書の記入にあたっては、「収入額・需要額調書の記入上の注意事項」をよくお読みください。

#### 2. 決定の通知

7月以降に、郵送にてお知らせする予定です。所得基準を超えた場合は、国の定める補助単価の範囲内で支給されます。

#### 3. 所得について

世帯の収入状況等について、学校教育課で調査することに同意いただきますようお願いいたします。但し、課税証明が必要な場合は別途通知します。

**\*今後、新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業期間が延びる場合は、締切日も延びる可能性がございますが、その際はHPでお知らせいたします。**

(URL) <http://www.city.kashiba.lg.jp/kyouiku/000001151.html>

香芝市教育委員会事務局  
教育部 学校教育課  
電話 76-2001(内線418)